

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井 豊 外

5

第 3 3 準備書面

一 被告ら準備書面（11）における論点すり替え・無回答等の不誠実な態度 一

2023年11月29日

10 富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

15 被告らは、準備書面（11）において、原告らの第20準備書面から第31準備書面に対する反論のようなものを主張した。そして第15回口頭弁論において被告らは、準備書面（11）によって原告らの主張に反論を尽くしたと述べた。

しかし、被告らは、原告らの主張や質問に回答せず、論点をすり替えたり、原告らの主張のごく一部にしか反論しなかったりしている。本書面では、被告らのその
20 ような不誠実な態度を明らかにする。

第1 原告ら第20準備書面に対する被告らの不誠実な態度

1 被告らから真摯な回答がなされていない不誠実

(1) 第10回口頭弁論期日において、裁判所から、被告ら及び補助参加人に対し、

25 原告ら第9準備書面の第2の6の(2)の①及び②の事項（同書面14頁）に

つき、新規制基準においてどのように取り扱われているかを含め、回答を検討するようにとの発言があった。

すなわち、福島第一原発事故を踏まえ、本件原発の核燃料プールに危険が生じる可能性のある事象に対する検討の有無や対策の内容（上記①）、使用済み核燃料プール等の耐震性を上げるための工事をしたか否か等（上記②）という原告らからの求釈明事項について、裁判所は被告らに回答の検討を求めたのである。

(2) これに対し、被告らは、準備書面（9）にて、福島原発事故後に実施したとされる核燃料プール冷却機能が喪失した場合の具体的な対策を、何点か挙げた（同書面第1の2(2)イ及びウ）。

他方、耐震性の強化策に関しては、新規制基準の要求に対応しているという回答をするのみであった。

(3) 被告らの回答は、原告ら及び裁判所からの求釈明事項に対する回答になっていない。

原告らが求めた釈明は、福島原発事故を踏まえた検討や対策の有無、またそれら内容である。福島原発事故という未曾有の事故を経て、それでも被告らは志賀原発の再稼働を決断している。原告らは、被告らのその決断にあたって、福島原発事故後に、どのような理由で、どのような対策が必要であると判断し、どのような追加対策を講じたのかを明確にするよう、求めているのである。

被告らは「十分な回答を行っている」と主張するが、被告らは、福島原発事故後の核燃料プールの冷却機能喪失にかかる対策しか回答していない。被告らの回答は、原告ら及び裁判所からの求釈明事項に対する回答になっていない。

原告らは、被告らに対し、改めて求釈明事項に対して真摯に回答をするように求める。

2 裁判所からの要請以外に対する被告らの対応の不誠実

被告らは、裁判所から検討を求められた事項以外については、回答する必要がないと考えているようである。

しかし、原告らは、裁判所が第10回口頭弁論期日で示した裁判所見解に関して補充の主張（原告ら第23準備書面、第26準備書面、第32準備書面）や立証を
5 しているところであり、被告らは、裁判所からの要請事項以外にも誠実に対応すべきである。

そもそも、志賀原発の再稼働の要否・是非は、被告らにおいて多方面にわたり十分な検討がなされているはずであり、それを明らかにすることは被告らや補助参加人にとって容易であるはずである。その回答を避ける態度は、株主である原告ら
10 に対する対応としては不誠実である。被告らは、原告らからの求釈明事項に対し、誠実に回答すべきである。

第2 原告ら第25準備書面に対する被告らの不誠実な態度

1 被告らの反論の内容

被告らは、原告らが甲第110号証（大島教授の意見書）に基づいて主張する第25準備書面について、どの電源にどの程度投資し、発電した電力をどのように販売するかは経営方針の妥当性の問題であって違法性の問題たり得ず、
15 本件の争点との関連性がないとして、一切反論を行っていない。

2 被告らの反論の明白な誤り

しかしながら、本件は、取締役らの善管注意義務違反・忠実義務違反を理由とする差止請求訴訟である。取締役に課されている善管注意義務・忠実義務の内容には、当然、経営方針の妥当性に関する判断が含まれている。したがって、経営方針に関する問題が違法性の問題たり得ないとする被告らの主張は誤っていることが明らかである。
20

また、本件は、福島原発事故後においてもなお、本件原発を再稼働するという経営判断をしたことの是非が争点になっている。福島原発事故後、安全対策
25

の内容が変更されて安全対策に要する費用が大幅に増額することや、再稼働に向けた審査期間が長期化することは容易に予想できたことであり、本件原発の予想稼働年数に照らして、その経済性に関する判断が当然に行われていなければならない。これがなされていないというのであれば、維持管理費だけで年間
5 400億円を超える費用を要する本件原発を再稼働するという経営判断には、電力会社における取締役求められる善管注意義務が果たされていないことが明らかである。

3 被告らの不誠実な態度

10 以上のとおりであり、被告らは、取締役らの善管注意義務・忠実義務違反の有無という、まさに本件の争点に関する重要な判断要素である本件原発の経済性について、何ら反論をしないという極めて不誠実な対応に終始している。

15 なお、本件は、人格権に基づく差止請求訴訟ではなく、株主代表訴訟と並ぶ株主による会社経営の監督制度と評される差止請求訴訟である。被告らは、経営の専門家として選任されているのであるから、当然に経済性についても、十分な資料や情報を収集・調査・検討し、大規模電力会社の取締役として要求される水準の合理的な判断を行うことが善管注意義務・忠実義務の内容として課
20 されている。それにもかかわらず、自らの経済性に関する経営判断について具体的に反論すらないというのは、株主による会社経営の監督という株主差止訴訟という制度の意義を著しく棄損するものであって、この点からも被告らの
20 応訴態度は極めて不誠実である。

第3 原告ら第27準備書面及び第28準備書面に対する被告らの不誠実な態度

1 原告ら第27準備書面及び第28準備書面の概要

25 原告らは、第27準備書面において、志賀原発の非常用取水設備の耐震重要度分類が本来であればSクラスでなければならぬところ最低のCクラス（一

般産業施設又は公共施設と同等の安全性しか要求されない)であることを批判した。

また、第28準備書面においては、使用済み核燃料プールについて、冷却設備の耐震重要度分類がBクラスであること、計測装置がCクラスであることを
5 批判した。

2 被告らの主張

これに対し被告らは、次のように主張する(被告ら準備書面(11) p 18)。

主張① 新規制基準の細目に係る事項は、「裁判所の見解」にいう「新規制
10 基準の対象事項」であり、かかる専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない。

主張② 被告ら準備書面(10)脚注12で述べたとおり、新規制基準においては、重要度に応じて要求の程度を変化させる「グレーデッドアプローチ」の考え方にに基づき、合理的な耐震重要度分類がなされており、原告らの主張は理由がない。
15

主張③ 確定した裁判例においても原告らと同旨の主張は排斥されている。

しかし、被告らの上記主張はいずれも誤りであるか根拠がなく、そのような主張をすること自体が訴訟当事者として不誠実な態度である。以下に敷衍する。

3 被告らの主張①の誤りと不誠実な態度

(1) そもそも「裁判所の見解」が誤っていることについては、従前の原告らの準備書面で述べたとおりである。
20

これに加えて、「裁判所の見解」においても、「新規制基準の対象事項であるが、それが確認されてもなお重大事故発生の具体的危険があることを原告らが具体的に指摘し得る事項につき関連するといえるもの」については、審理の
25 対象となる。したがって、その点については取締役らの善管注意義務・忠実義務違反の判断要素になる。

そして、原告らは、非常用取水設備及び使用済み核燃料プールの耐震重要度分類に、重大な事故につながりうる欠点があることを具体的に指摘している（または、少なくとも、具体的な危険があることを具体的に指摘し得る事項に関連する点を指摘している）。よって、原告らの主張する点は、被告ら取締役の善管注意義務・忠実義務違反の判断要素になることは明らかである。

にもかかわらず被告らは、善管注意義務・忠実義務の内容にはならないとして何ら具体的な反論をしていない。被告らには、このような不誠実な態度を改め、具体的に認否、反論するよう求める。

(2) 被告らは「専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない」と言う。

しかし、原告らは、取締役自身が専門技術的事項を検討・協議する義務があるとは主張していない（もともと、それを検討する知識能力がある取締役は、自身の知識能力に基づき、例えば取締役会で注意喚起や問題提起をしたり、独自に調査したりする注意義務がある。）。被告らは、原告らが主張していないことを取り上げてそれに「反論」するかのようポーズをとり、議論を混乱させている。

専門知識・能力に欠ける取締役には、専門技術的事項を自ら検討することは求められない。しかし、それを専門家に検討させる（検討させることを部下に指示する）注意義務がある。被告らはそれをしたのか。

被告らが縷々述べている「安全性」も、被告ら自身が検討した結果ではないであろう。専門家に検討させているはずであり、検討させていなければならない。被告らは、再稼働することを決定する各時点で、検討させたのか。

原告らは何度もそれらを問うている。しかし、被告らはその問いから逃げ、関係のない話を持ち出して議論を混乱させているのである。

4 被告らの主張②の誤りと不誠実な態度

(1) 主張②の中で挙げた被告ら準備書面(10)脚注12は、次のとおりであった(同書面p18、一部省略)。

前記大阪高裁決定においても、国際原子力機関(・・・IAEA)安全基準・・・等を踏まえ、「新規制基準の定めた外部電源系の安全重要度及び耐震重要度等の安全確保対策は、グレーデッドアプローチ及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた適切な内容であり、不合理であるとはいえない。」と判示されている(乙129の380ないし390頁)。

(2) 被告らは、大阪高決(乙129)を根拠として、新規制基準は合理的な耐震重要度分類がなされていると主張している。

しかし、この裁判例が判断したのは「外部電源」の耐震重要度分類(がCクラスであること)についてだけである。非常用取水設備や使用済み核燃料プールの耐震重要度分類の適切性については何も判断していない。よって、それらの施設の耐震重要度分類が適切であるとの根拠にはならない。被告らは、原告らが欠点を指摘した各施設と関係のない裁判例を持ち出して、論点をすり替え、議論を混乱させている。

被告らは、原告らが欠点を指摘した非常用取水設備や使用済み核燃料プールの耐震重要度分類について、どのような要素を考慮し、それがどうして適切な考慮といえ、その結果として耐震重要度分類がどうして合理的なものであるか、具体的に反論しなければならない。

被告らは、無関係な裁判例を持ち出して煙に巻こうとしたり抽象的な結論だけを述べたりするのではなく、具体的な根拠や理由を示したうえで、具体的に認否、反論すべきである。

5 被告らの主張③の誤りと不誠実な態度

(1) 主張③は、本件原発以外の原発に関する、各種の下級審裁判例における重要度分類に関する結論部分だけを列挙しているに過ぎない。

通常の民事訴訟では、下級審裁判例の結論部分の列挙をもって、論証として事足りるとすることはない。少なくとも、下級審裁判例がどのような理由、根拠に基づいてそのような結論に至ったのか、その理由や根拠が本件にも及ぶのか、などについて十分に主張、立証を尽くすことが求められる。

5 したがって、被告らの主張は何ら具体的な反論となっていない。あらためて、その理由、根拠を示したうえで、具体的に反論するように求める。

(2) なお、主張③では、非常用取水設備の耐震重要度分類がCクラスであることが適切であると判断した裁判例として、大分地方裁判所平成30年9月28日決定（以下「大分地決」という。）を挙げている。

10 しかし、以下に述べるとおり、大分地決には論理の破綻があつてその結論は明らかに不合理であり、そのような裁判例を自説の根拠に挙げる被告らの訴訟態度は誠実さに欠けると言わざるを得ない。

ア 大分地決は、大要以下のように述べる（乙145 p 226、1行目～21行目）。

15 非常用取水設備は、常設重大事故緩和設備である。

常設重大事故緩和設備は、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならないものとされている。

20 そのことに照らせば、海水ピット堰以外の非常用取水設備をCクラスに分類することが不合理とは言えない。

しかし、「施設を十分に支持できる地盤」の上に建てられていても（すなわち地盤が頑丈であっても）、施設自体が頑丈でなければ、基準地震動による地震力によって損壊する危険性が高い。大分地決は、地盤の頑丈さの問題と施設の頑丈さの問題をすり替えており、論理が破綻している。

25 イ さて、大分地決の決定文の中で非常用取水設備の耐震重要度分類の合理性を述べた部分は、わずか21行しかない（226ページの1行目～）。そし

て、その論理破綻と不合理は上記アのとおり明白で、誰にでも分かる。被告らも、大分地決の論理破綻と不合理を一読して理解したのであろう。

被告らは、それを理解していながら、大分地決を自説の根拠として証拠提出し、準備書面で主張したのである。誠実な訴訟迫行ではない。

5

第4 原告ら第29準備書面に対する被告らの不誠実な態度

1 他国からの武力攻撃に関する主張の不誠実

(1) 被告らは、原告らが第29準備書面で主張した他国からの武力攻撃について、国の外交及び防衛の観点から対応すべき事項であって、株式会社の取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではないと主張する。

10

(2) しかし、他国からの武力攻撃に国が対応すべきであるとしても、万一、原発に対して武力攻撃がなされた場合に、その被害を最小限に抑える対策を考慮することが免責されるわけではない。規制基準での対応いかんに関わりなく、原発の安全性に対し最終的に責任を負うべき補助参加人及び被告らは、当然その対策を検討すべきである。

15

(3) 現に、ロシア軍のザポリージャ原発への攻撃などが現実に行われており、全国知事会が、原発に対するミサイル攻撃が行われる事態になった場合の自衛隊による迎撃と部隊配備を求める緊急要請を国に対し行い、原発への武力攻撃の危機感をあらわにしている（甲第145号証、甲第146号証）ことからすれば、本件原発を管理・運営し、それにより経済的利益を得ている立場にある補助参加人、善管注意義務を負っている被告らとしては、武力攻撃や航空機落下・爆弾テロに対する対策を真剣に検討し、かかる対策を原子炉や格納容器の設計に組み込む等の対策を講じなければならない。

20

しかし被告らは、国が対応すべき問題であると主張するのみである。武力攻撃があった場合の対策が検討されていないのであれば、反論足り得ないことは明らかである。

25

2 テロ対策に関する主張の不誠実

(1) 被告らは、テロ対策について、新規制基準においては「地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響」等を考慮した上で、「大規模損壊時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策や放射性物質の放出を低減するため（略）いわゆるソフト面において、大規模損壊に対応する手順、体制及び資機材等の整備が求められる。」
5 ところであると主張する。

(2) しかし、そもそも原告ら第29準備書面での主張は、被告らが法律や規則を挙げるのみで、具体的にどのような対策が講じられており、しかもそれらの対策が有効に機能し、原告らが指摘している危険な事態の発生をいかに防止できるのかについて、何ら具体的な主張立証がなされていないため、そもそも反論
10 となっていないとするものであった。

にもかかわらず、被告らの今回の主張も、抽象的な規制基準での対応を再び主張するのみで、具体的にどのような対策がとられているかについては何も主張
15 していない。被告らの主張は的外れである。

(3) なお、被告らの援用する乙15の178頁ないし180頁を検討すると、新規制基準で言うテロなどの大規模損壊時には、「原子炉施設の一定の範囲が著しく損壊すると考えられ」ているため、対策としては「放射性物質の放出を低減することなどが全くできなくなることを避ける」とか、「機能喪失していない設備を柔軟に活用する」とか、「設備面においては（略）対処設備が共に機能しなくなることを避ける」「可搬型重大事故等対処設備は、同時に故障することがないように」にするなど具体性のない「対策」しか定められていない。結局、被告らは、「残存した設備を用いて、炉心の著しい損傷や格納容器の破損等を緩和するための対策や放射性物質の放出を低減するための対策を講じることが
20 できることが求められる。」としか記述のしようがなかったのである。

多くの設備が機能喪失に陥る大規模損壊時には、対策のしようがないため、

上記（２）で批判したように、被告らも何も主張できないというのが実態である。

第５ 原告ら第３０準備書面に対する被告らの不誠実な態度

１ 被告らの逃避

原告らは、第３０準備書面において被告らの主張に対して１１項にわたり反論したが、被告ら準備書面（１１）ではそのうち３項目への反論がなされているにすぎず、その他については反論がない。

２ 航空機落下対策に関する主張の不誠実

（１）被告らは、原告らが、新規制基準における航空機落下への対策に係る規定が不十分であると主張したことに対し、新規制基準においては、大型航空機の衝突などにより、原子炉施設が大規模に損壊する場合も想定し、そのような場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損の緩和や、放射性物質の放出の低減等を実施できるよう、大規模損壊対策を要求している（乙１５の１３９頁）と主張している。

（２）確かに新規制基準では航空機墜落確率の評価手順を定めている。しかし、現実にはその手順によって計算された確率の値が１０００万分の１未満であれば、原子力施設側に航空機墜落による防護について、設計上（外壁を厚くするなど）考慮する必要はないとされている。したがって、志賀原発を含む全原発では、航空機墜落に対する防護設計などされていない。

原告らが主張したこの問題について、被告らは何ら反論していない。論点をずらしている。本件原発では防護設計はなされているのか、防護設計がなされていないのに安全であるというのであればその具体的な理由は何か、主張されたい。

第６ 原告ら第３１準備書面に対する被告らの不誠実な態度

被告らは準備書面（11）の第2において、原告ら第31準備書面に対する反論を行っている。しかし、それには理由がなくかつ不誠実な態度が見える。

1 基準地震動を超える地震動が本件原発を襲う危険性に関する反論の誤り

(1) 基準地震動策定の不合理性

5 被告らは、基準地震動策定にあたり、保守的なパラメータ設定が行われていることや、各種の不確かさを考慮しているとして、基準地震動は単に平均像を基に策定されたものではないと主張する。

しかし、基準地震動の策定において、保守的なパラメータ設定等を行ったとしても、それが平均像を「基に」策定されている以上、平均から乖離した地震動をも捕捉することはできず、基準地震動を超える地震が生じることになる。

10 実際、原告ら第15準備書面でも主張したように、地震観測網の整備された2000年ころより現在までの約20年間だけで、1000ガルを超える地震動をもたらした地震が、日本各地において20回（1年に約1回）も発生している。中でも2008年の岩手・宮城内陸地震では、1000ガルを遥かに超える4022.1ガルが観測されている。同地震は、志賀でも発生する可能性

15 があるとされる内陸地殻内地震である。

また、福井地裁平成27年4月14日決定は、関西電力が策定した高浜原発の基準地震動について、「本件原発においても地震の平均像を基礎としてそれに修正を加えることで基準地震動を導き出していることが認められる。万一の

20 事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。」と判示し（判時2290号13頁）、大津地裁平成28年3月9日決定も同旨の判断を行っている（判時2290号75頁）。

よって、極めて危険な放射性物質を多量に抱え込んだ原発における事故は、
万が一にも許されないのであるから、耐震安全性の要となる基準地震動につい
て、平均像を基に策定することは合理性を欠く。

(2) 地震予知の不確実性

5 被告らは、「原告らは、地震予知の不確実性を理由に原子力発電所の耐震設
計が不十分であると主張するようである」とか、「地震に係る現象の全てを事
前予測することまで求められるものではない」などと主張する。

しかし、第31準備書面における原告らの主張は、上記のとおり、地震予知
の不確実性を理由として、平均的な地震動で耐震設計をすることは許されない、
10 というものである。また、新規制基準が、地震に係る現象の全てを事前予測す
ることを求めているとは主張していない。

よって、被告らの主張は的を射ておらず、いたずらに議論を混乱させるもの
である。

2 耐震安全上の余裕が存在しないことに関する反論の誤りと不誠実

15 (1) まず、被告らは、日本原子力学会やIAEAの報告書の記載を根拠に耐震安
全上の余裕について述べるが、それらの報告書は本件原発に関する記載ではな
いことから、本件原発が耐震安全上の余裕を有していることの根拠とはならな
い。

20 (2) 次に、被告らが挙げる裁判例についても、当該裁判の対象である原発（本件
原発とは別の原発）における評価値の評価基準値に対する余裕の有無を判断し
ているものと思われ、本件原発に耐震安全上の余裕があることを示すものでは
ない。

25 (3) さらに、被告らは、本件原発の耐震安全上の余裕に関し、「福島第一原子力
発電所事故後に実施することとされた、原子力発電所の安全性に関する総合評
価（いわゆるストレステスト）において、補助参加人は、本件原子力発電所が

当時の基準地震動（600ガル）に対し、1.93倍（1158ガル）の裕度を有することを確認している」と主張している。

しかし、1158ガルを超えた地震動は、2000年ころから現在までの間に日本国内において15回発生している（原告ら第15準備書面7頁）。1158ガルという数値で、十分な耐震安全上の余裕を有しているとするには甚だ心許ない。

(4) 以上のとおり、被告らは、1158ガルを超えた地震が何度も発生しているにも関わらず、なぜ十分な耐震安全上の余裕があるといえるのか、正面から反論していない。

被告らの主張は、本件原発の耐震安全上の余裕を示す根拠とはならない報告書や裁判例を持ち出して、論点をすり替え、議論を混乱させるものである。

3 求釈明に対する不誠実な態度

(1) 被告らは、原告ら第31準備書面第1における求釈明事項について、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書）にいう「新規制基準の対象事項」であり、かかる専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではないと主張する。

しかし、原告らは、取締役自身が専門技術的事項を検討・協議する義務があるとは主張していない。原告らの主張は、本件原発の再稼働の可否を判断する過程で、それを専門家に検討させたのか、あるいは検討させることを部下に指示したのか、を問うものである。

被告らは、筋違いな議論を持ち出し、頑なに原告らの求釈明事項への回答を避けている。このような態度は、被告らが、本件原発の再稼働を判断するにあたり、何らの検討も行っていないことを疑わせる。

(2) 原告らの求釈明は、被告らが主張する「実際の建屋、機器、配管等の設計においては、解放基盤面より上の地盤における増幅特性等を反映した地震応答の最大値」の内容やその調査方法を明らかにすることを求めるものであった。

これに対し被告らは、「回答の必要性が認められないが、念のため、以下に述べる。」として、次のように主張した。

5 「基準地震動に基づく地盤伝播解析、応答解析等については、新規制基準適合性確認審査のうち、原子炉設置変更許可（条文略）ではなく、設計及び工事計画認可（条文略）に係る審査において審議・判断される事項であり、補助参加人は、原子炉設置変更許可申請に係る審査における基準地震動に係る審議・判断を踏まえて（・・・略・・・）、これらの事項を記載した耐震計算書を原子力規制委員会に提出することとしている」

10 被告らのこの主張は、原告らの求釈明に対する回答になっていない。被告らは、原告らの求釈明事項と関係のない主張をし、話を逸らしている。また、被告ら自身が主張する点について、その拠を示すことすらできていない。

被告らには、誠実な態度と回答を求める。

以 上